

# RRS 2025－2028 主要な改定点 (外洋レース、クルーザーレース関係)

## (改訂概要)

今回の改定には大幅な変更点はありません。

ルール全体を「わかりやく書き直した」というイメージです。

(逆に そのためわかりにくいという意見もありますが) それでも細かいところは押さえておく必要があります。

# I. 運営・参加艇・選手向け

# 1. フィニッシュの定義

第一に、

定義**フィニッシュ**は旧規則では、定義**スタート**後となっていたため、**スタート**していない艇は、**フィニッシュ**することができなかったのが、新規則では、単に**スタート**信号後と変更になった。

→スタート時のペナルティーで、大きなフリートで狭い海域などリコール解消行動で、艇に、スタートラインに向かって戻らせたくない場合に使用していた試行規則DR21-01があるが、今回の改訂でも定義**スタート**及び**コースの帆走**の定義から、2024年12月31日付で一旦使用が打ち切られたが、改めて2028年12月31日までその使用が延期された。

従って、OCS未解消のペナルティーを変更する場合は、引き続き試行規則DR21-01の使用をレース公示に明記する必要がある。

第二に、フィニッシュの定義が 「帆走指示書は、艇が**フィニッシュ**するためにフィニッシュ・ラインを横切ることが求められる方向を変更することができる。」

と変更になり、従来は外洋レース等でコースサイドが不明確な場合があったが、SIにてその方向を変更できるようになった。

→外洋レースでフィニッシュ・ラインを切る方向（例えば 北 から etc）を規定できる。

また、外洋艇のレースではフィニッシュの際号砲を鳴らすことが多いが、今回の改訂でフィニッシュの定義に従っていれば号砲を鳴らせるが、のちにOCSだった・・・  
というのは選手目線からするとやや問題が残る。

## 定義 フィニッシュ

### 新定義 (RRS2025-2028)

スタート信号後、艇体の一部がコース・サイドからフィニッシュ・ラインを横切るとき、艇は**フィニッシュ**するという。ただし、フィニッシュ・ラインを横切った後に、次のいずれかを行う場合には、艇は**フィニッシュ**していない。

- (a) 規則44.2に基づきペナルティーを履行する場合。
- (b) フィニッシュ・ラインで行った、**コースの帆走**に関する誤りを正す場合
- (c) **コースの帆走**を続ける場合。

**フィニッシュ**後、フィニッシュ・ラインを完全に横切る必要はない。帆走指示書は、艇が**フィニッシュ**するためにフィニッシュ・ラインを横切ることが求められる方向を変更することができる。

### 旧定義 (RRS2021-2024)

スタート後、艇体の一部がコース・サイドからフィニッシュ・ラインを横切る時、艇は**フィニッシュ**するという。ただし、フィニッシュ・ラインを横切った後に、次のいずれかを行う場合には、艇は**フィニッシュ**していない。

- (a) 規則44.2に基づきペナルティーを履行する場合。
- (b) フィニッシュ・ラインで行った、**コースの帆走**に関する誤りを正す場合。
- (c) **コースの帆走**を続ける場合。

## 2. 第4章 規則 56 霧中信号と灯火、分離通航方式、追跡システム

### 新規則56.3条

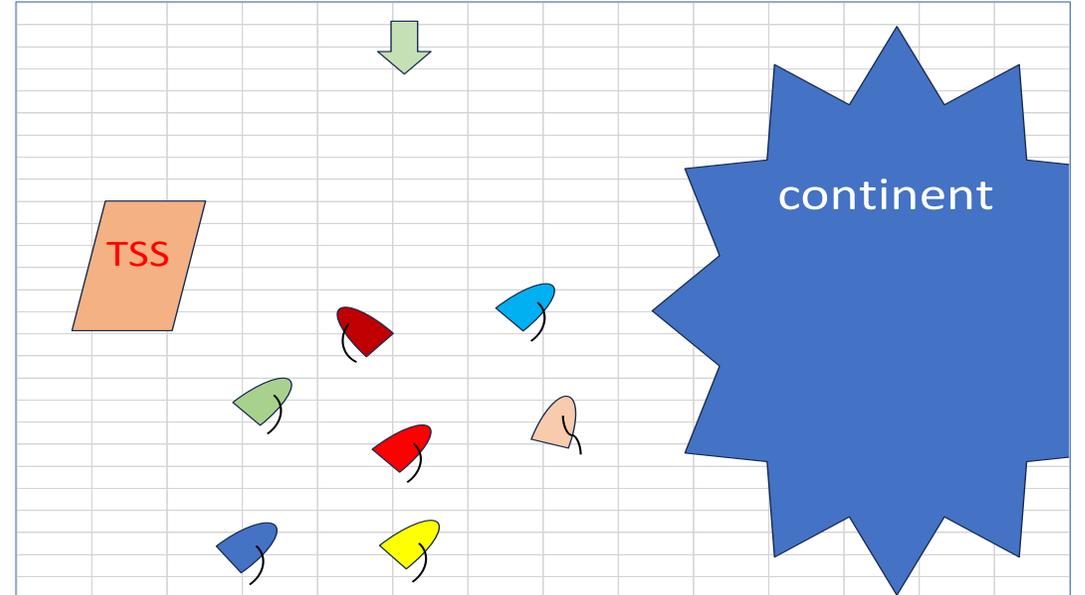
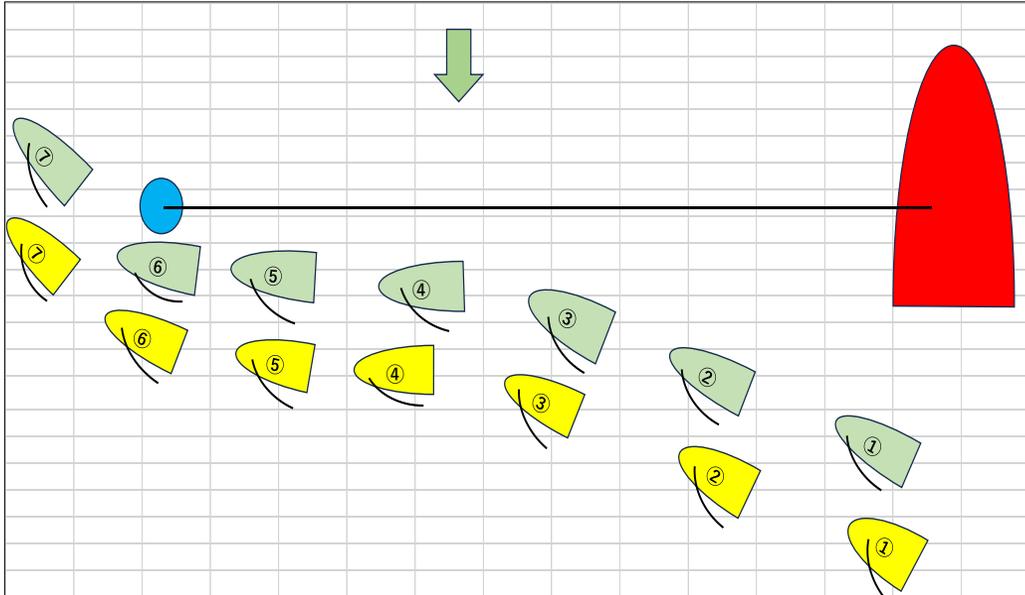
#### 新規則 (RRS2025-2028)

**規則**により、艇に船舶自動識別装置 (AIS) またはその他の追跡装置を装備することが義務付けられている場合、それをオフしたり、意図的に低下させてはならない。

→ OSRカテゴリー3以上を適用するレースの場合、AIS搭載が義務付けられているが、今回の改訂により意図的にスイッチを切ることは規則違反になることが明記された。

### 3. 障害物の定義

**連続した障害物の定義が新設され、また障害物の定義が一部変更になり、例えば他のクラスで使用するスタート、フィニッシュ・ライン全体も障害物となり、通過してはならず、また回避するための**ルーム**を与える必要がある。併せて区域（ヴァンデ・グローブレースのTSS区域など）を定めて**障害物**と規定できる。**



## 定義 障害物

### 新定義 (RRS2025-2028)

以下のものを**障害物**という。

- (a) 艇がそれに向かって真っすぐに帆走していて、それから1艇身となったときに、コースの大幅な変更をせずに通過することができないもの。
- (b) **規則**によって、そのように指定された物体。
- (c) 一方の側しか安全に通過することのできないもの。
- (d) **規則**によって、侵入もしくは通過することを禁じられた区域またはライン。

ただし、他艇が**避けている**必要がある艇、または規則22が適用される他艇が回避する必要がある艇を除き、**レース中**の艇は他艇にとって**障害物**ではない。

### 旧定義 (RRS2021-2024)

艇がそれに向かって真っすぐに帆走していて、それから1艇身となったときに、コースの大幅な変更をせずに通過することができないものを**障害物**という。また一方の側しか安全に通過することのできないもの、および帆走指示書によりそのように指定された物体、区域または境界線も**障害物**という。ただし、他艇が**避けている**必要がある艇、または規則22が適用され他艇が回避する必要がある艇を除き、**レース中**の艇は他艇にとって**障害物**ではない。  
**レース中**の艇を含む航行中の船舶は、連続した**障害物**とされることはない。

## II. 参加艇・選手向け

## 1. 第2章 B節 一般制限 規則14 接触の回避

新たに (c) が追加された。

接触はあくまで回避し、それを引き起こすことも違反となった。

今回の 接触を引き起こしてはならない の解釈については色々論議があり  
今後ワールドセーリングの解釈（ケースブックなど）を待つ状態。

### 規則14条 接触の回避

新規則（RRS2025-2028）

常識的に可能な場合には、艇は、

- (a) 他艇との接触を回避しなければならない。
- (b) 艇同士の接触を引き起こしてはならない。
- (c) 艇と回避しなければならない物体との接触を引き起こしてはならない。

ただし、航路権艇、または得る資格がある**ルーム**もしくは**マークルーム**内を帆走している艇は、相手艇が**避けていないか**、または**ルーム**もしくは**マークルーム**を与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

旧規則(RRS2021-2024) 艇は、常識的に可能な場合には、他艇との接触を回避しなければならない。ただし、航路権艇、  
または得る資格があるルームもしくはマークルーム内を帆走している艇は、相手艇が避けていないか、またはルームもしくはマークルームを与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

## 2. 第2章 B節 一般制限 規則17条 同一のタックでのプロパーコース

同一のタックでのプロパー・コース最後の文章が削除され、いわゆるアップ・ウインドのスラム・ダック状態でタッキング中にオーバーラップした風下艇は旧ルールでは風上艇に対してラフできたが、新ルールでは違反となる。

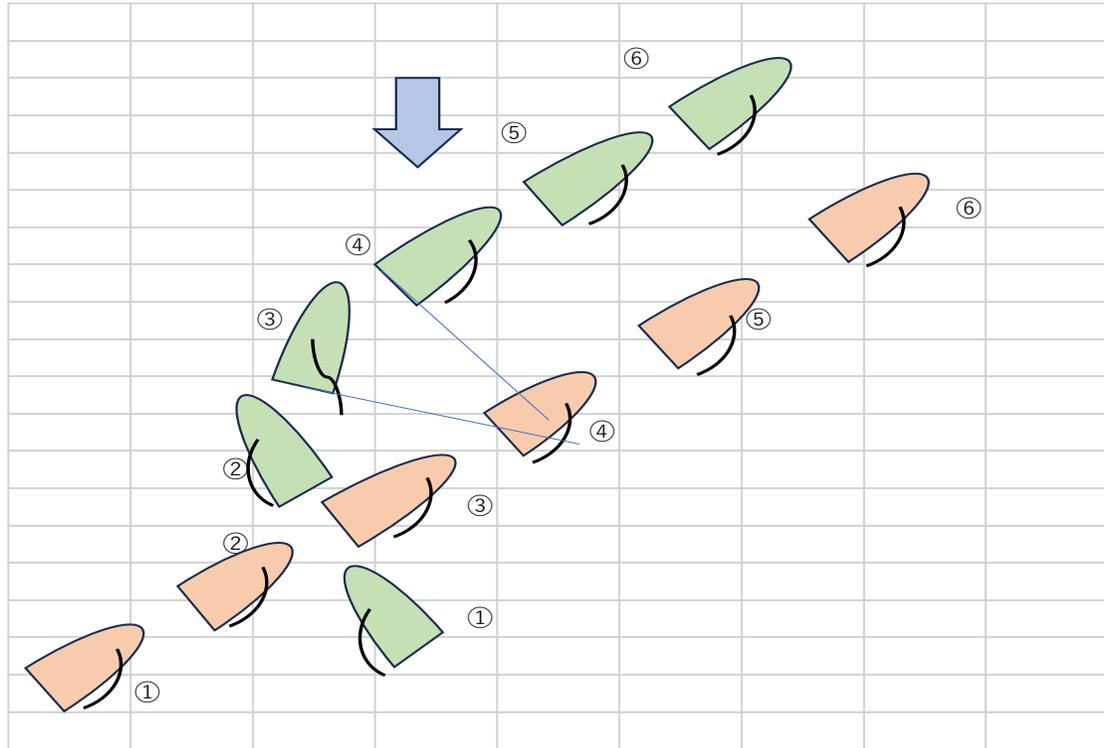
### 規則17条 同一のタックでのプロパーコース

#### 新規則(RRS2025-2028)

クリア・スターン艇が、同一タックの相手艇の**風下**に自艇の2艇身以内で**オーバーラップ**した場合には、両艇が同一タックで2艇身以内の間隔で**オーバーラップ**が続いている間、その**風下艇**は**プロパー・コース**より風上を帆走してはならない。ただし、その**風下艇**が**プロパー・コース**より風上を帆走することにより、直ちに相手艇の後方となる場合を除く。

#### 旧規則(RRS2021-2024)

クリア・スターン艇が、同一タックの相手艇の**風下**に自艇の2艇身以内で**オーバーラップ**した場合には、両艇が同一タックで2艇身以内の間隔で**オーバーラップ**が続いている間、その**風下艇**は**プロパー・コース**より風上を帆走してはならない。ただし、その**風下艇**が**プロパー・コース**より風上を帆走することにより、直ちに相手艇の後方となる場合を除く。この規則は、**風上艇**が規則13により**避けている**必要がある間に**オーバーラップ**した場合には、適用されない。



この条文の最後の文の削除は実際に適用される事例が少ないことによる。

### 3. 第2章 C節 マークおよび障害物において 前文による明確化

#### 第2章C節の前文

「C節の規則は、これらの**規則**が適用される、」によってより明確化された。

#### C節 前文

##### 新規則(RRS2025-2028)

C節の規則は、これらの**規則**が適用される マークまたは障害物が、航行可能な水面に囲まれたスタート・マークまたはそのアンカー・ラインの場合、艇がスタートするためにそれに近づいている時点からマークをスターンの後方にして離れるまで、艇間に適用されない。

とより明確化された。

##### 旧規則(RRS2021-2024)

C節の規則は、航行可能な水面に囲まれたスタート・マークまたはそのアンカー・ラインにおいて、艇が**スタート**するためにそれらに近づいている時点から通過し終わるまで、適用されない。

## 4. 第2章 マークルームの定義と第2章 C節 規則18.2条の改訂

**マーク**から離れた時に終了することが明確化された。

### 定義 マークルーム

#### 新定義(RRS2025-2028)

艇が以下のことを行うためのルームを**マークルーム**という。

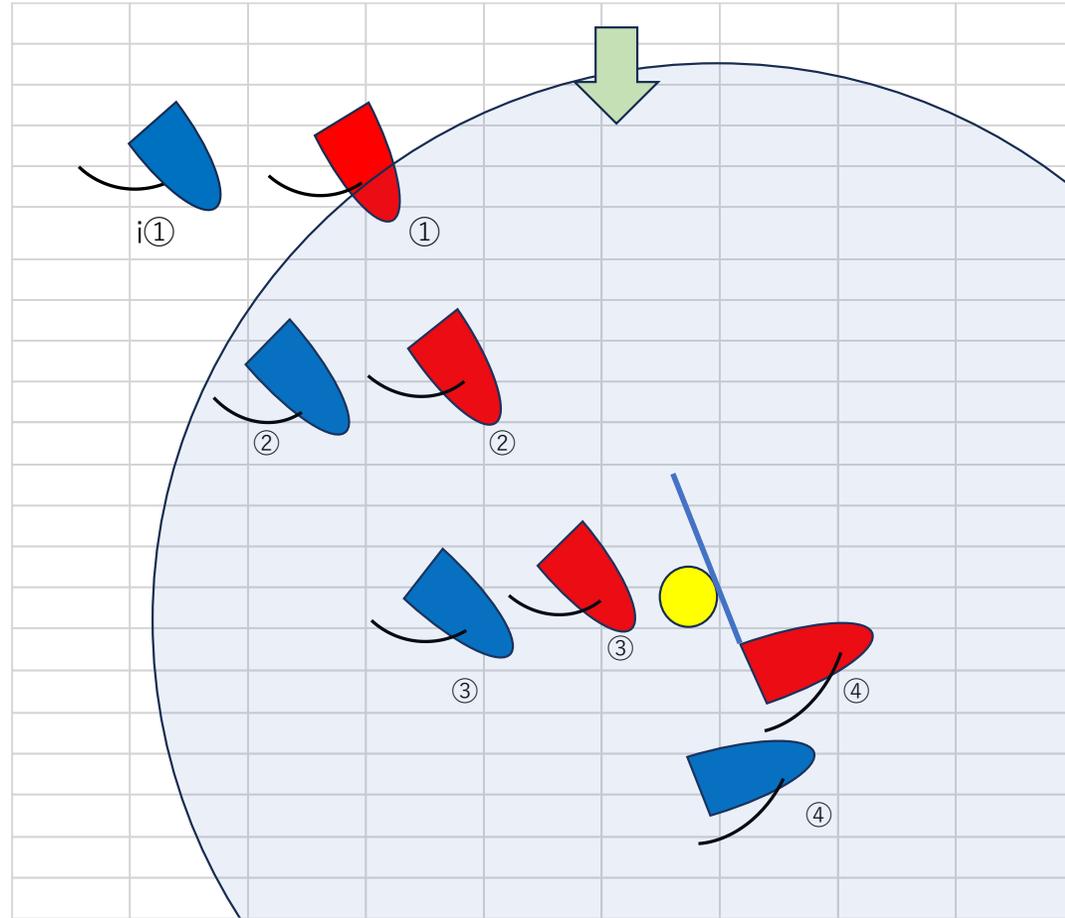
- (a) 艇の**プロパー・コース**が**マーク**に向かって近づくことである場合、**マーク**へ帆走する。
- (b) 求められた側で**マーク**を回航または通過する。
- (c) **マーク**をスターンの後方にして離れる。

#### 旧定義(RRS2021-2024)

艇が、求められた側で**マーク**を通過するためのルーム。また、

- (a) 艇の**プロパー・コース**が**マーク**に向かって近づくことである場合、**マーク**へ帆走するためのルーム。
- (b) **マーク**と接触せずに**コースの帆走**を行うのに必要なだけの、**マーク**を回航または通過するためのルーム。

ただし、艇の**マークルーム**には、その艇に**マークルーム**を与える必要がある他艇の内側かつ**風上**でその艇が**オーバーラップ**しており、かつタックした後に**マーク**を**フェッチング**することになる場合を除き、タックするための**ルーム**は含まれない。



このケースでは④の位置で赤艇のマークルームの資格はなくなるので規則11条が適用され青を避けなければならない。

(このケースも従来のケースブックにあり、マークルーム終了時が明確になった)

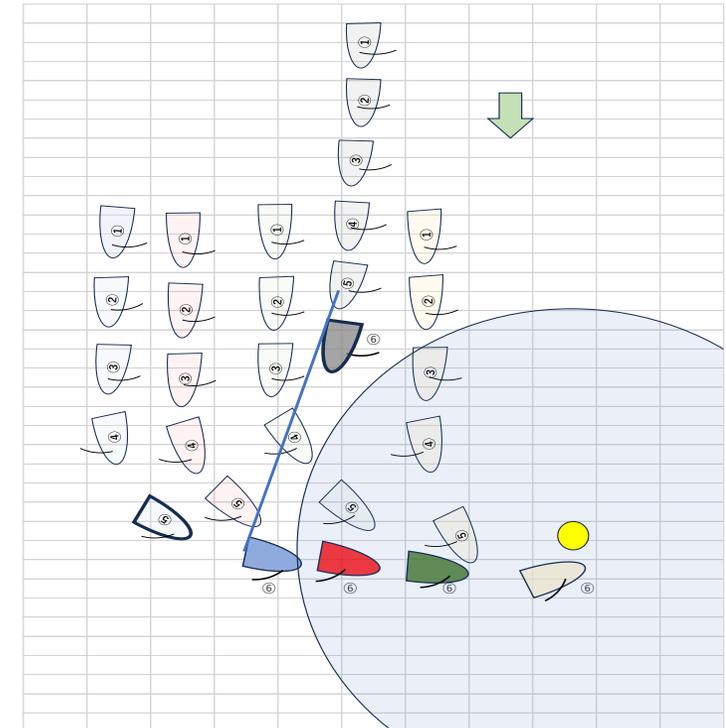
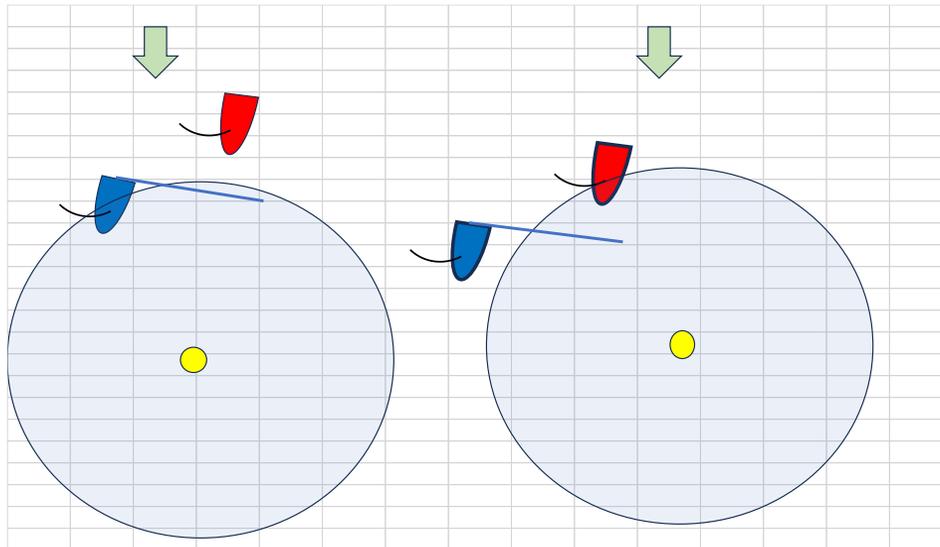
## 5. 第2章 規則18.2条 マークルームを与えること の改訂

従来の18.2マークルームを与えることが書き直され、  
艇と艇がオーバーラップしている場合は、 18.2(a)(1)  
艇と艇がオーバーラップしていない場合は、 18.2(a)(2) に変更された。

→大幅にわかりやすく書き直されているが、変更点は以下の通り：

従来は**クリア・スターン**の艇が**クリア・ヘッド**の艇より先にゾーンに入った場合の規則の規定がなかった。

(この点が大きな変更点と言える)



## 規則18.2条 マークルームを与えること

### 新規則 (RRS2025-2028)

- (a) 2艇のうちの最初の艇がゾーンに到達したとき、
- (1) 艇と艇がオーバーラップしている場合には、その時点での外側艇は内側艇にマークルームを与えなければならない。
  - (2) 艇と艇がオーバーラップしていない場合には、その時点でゾーンに到達していない艇は相手艇にマークルームを与えなければならない。
- 艇がこの規則によりマークルームを与えなければならない場合、その後オーバーラップが解けたり、新しいオーバーラップが始まったとしても、その艇はマークルームを与え続けなければならない。
- (b) マークルームを得る資格が有る t 艇が、風位を超えたか、またはゾーンから離れた場合には、規則18.2 (a) の適用は終了する。
- (c) 規則18.2 (a) が適用されず、艇と艇がオーバーラップしている場合、外側艇は内側艇にマークルームを与えなければならない。
- (d) 艇がクリア・アスターンから、また他艇の風上でタックすることによって内側にオーバーラップし、そのオーバーラップが始まったときからでは、外側艇がマークルームを与えることができない場合には、規則18.2 (a) と18.2 (c) はそれらの艇間には適用されない。
- (c) 艇が適時にオーバーラップしたこと、または解けたことに妥当な疑いがある場合には、そうならなかったとみなされなければならない。

## 旧規則 (RRS2021-2024)

- (a) 艇と艇が**オーバーラップ**している場合、外側艇は内側艇に**マークルーム**を与えなければならない。  
ただし、規則18.2 (b) が適用される場合を除く。
- (b) 艇と艇が、そのうちの最初の艇が**ゾーン**に到達したときに**オーバーラップ**している場合は、その時点での外側艇はその時点での内側艇に、それ以降、**マークルーム**を与えなければならない。艇が**ゾーン**に到達したときに**クリア・アヘッド**である場合には、その時点での**クリア・アスターン**艇はその時点での**クリア・アヘッド**艇に、それ以降、**マークルーム**を与えなければならない。
- (c) 艇が規則18.2 (b) により**マークルーム**を与えなければならない場合、
  - (1) その艇は、その後**オーバーラップ**が解けたり、新しい**オーバーラップ**が始まったとしても**マークルーム**を与え続けなければならない。
  - (2) その艇が**マークルーム**を得る資格がある艇の内側に**オーバーラップ**した場合には、**オーバーラップ**が続いている間、その艇は、相手艇が**プロパー・コース**を帆走する**ルーム**もまた与えなければならない。
- (d) **マークルーム**を得る資格がある艇が、風位を超えたか、または**ゾーン**から離れた場合には、規則18.2 (b) および (c) の適用は終了する。
- (e) 艇が適時に**オーバーラップ**したこと、または解けたことに妥当な疑いがある場合には、そうならなかったとみなされなければならない。
- (f) 艇が**クリア・アスターン**から、または他艇の**風上**で**タック**することによって内側に**オーバーラップ**し、その**オーバーラップ**が始まったときからでは、外側艇が**マークルーム**を与えることができない場合には、**マークルーム**を与える必要はない。

## 6. 第2章 規則19.2条 障害物においてルームを与えること

### 規則19.2条 障害物においてマークルームを与えること

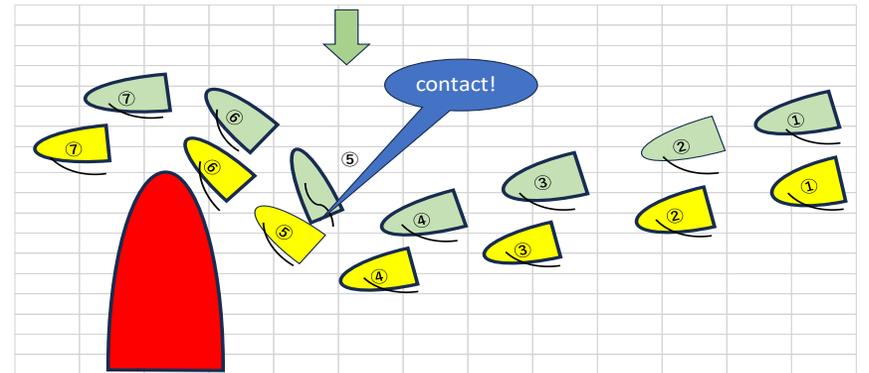
#### 新規則 (RRS2025-2028)

(a) 航路権艇は、**障害物**をポート側に見てまたはスターボード側に見て通過することを選ぶことができる。航路権艇が**障害物**をどちら側で通過するかを選ぶときにコースの変更をする場合には、その艇は他艇に避けているためのルームを与えなければならない。 ※(b)及び(c)は変更なし

#### 旧規則 (RRS2021-2024)

(a) 航路権艇は、障害物のどちら側を通過するかを選ぶことができる。

→障害物付近で航路権艇が急激なコースの変更をして非航路権艇と接触があった場合、航路権艇は43.1(b)、非航路権艇は43.1(a)により両艇ともに免罪される可能性があった。この場合、航路権艇が非航路権艇にルームを与えなければならないと規定することにより、整合性をとったもの。



## 7. 第2章 規則20条 障害物においてタックするためのルーム

### 新規則 (RRS2025-2028) 20.1条 声をかけること

(旧) 「声をかけることができる」→新) 「ルーム・トゥ・タック」  
と明確化された。

## 8. 第5章 抗議、救済、審問、不正行為及び上告

一番大きく書き直されているが、構成の変更が中心であり、現行のルールと基本的には内容に大きな変更は無い。

ただし、インシデントの際声掛けが届く以上に離れていた場合は、最初の妥当な機会に抗議の意思を被抗議者に伝えればよくなった。

## 9. その他訳語等の変更

### 新規則 (RRS2025-2028) 63.3条 利益相反

Conflict of Interest (旧) 利害関係→(新) 利益相反

END